

「安全保障輸出管理」に係る手続きについて

「安全保障輸出管理」とは日本を含む国際的な平和及び安全の維持を目的として、武器や軍事転用可能な「貨物」・「技術」を、核兵器等の大量破壊兵器の開発を行っている国やテロリスト集団に渡さないようにする制度です。規制対象になっている「貨物の輸出」、「技術の提供」等を行うには、経済産業大臣の許可が必要です。許可が必要なものについて無許可で輸出・提供すると、法律に基づき刑事罰や行政制裁が科されることがあります。

本学では、令和4年4月に産業医科大学安全保障輸出管理規程及び実施細則を制定し、安全保障輸出管理に係る取組を強化しています。

海外への技術提供、貨物の輸出、外国出張、外国人の受入等を行う場合、下表を参考に手続き書類を必ず研究支援課までご提出ください。なお、海外出張の場合にも、「安全保障輸出管理チェックシート（外国出張・海外研修用（様式第4号）」を提出していただく必要がありますので、必ず海外出張同等の書類一式と併せて各主管課へご提出ください。

<学内様式集に掲載しています>

教職員専用イントラサイト>学内様式集>重点研究・受託研究・産学連携・国際交流

安全保障輸出管理に係る提出書類

No.	事 例	手続き書類	必要に応じて提出する書類	追加必要書類
1	技術の提供又は貨物の輸出を行う場合	輸出管理チェックリスト（様式第1号） 該非判定書（技術）（様式第2号の1）又は該非判定書（貨物）（様式第2号の2）		該非判定等により、取引審査が必要と判断された場合 取引審査票（様式第3号）
2	外国出張又は海外で研修を行う場合	安全保障輸出管理チェックシート（外国出張・海外研修用）（様式第4号）	様式の「2. 提供技術のチェック」で適用除外の該当項目が③の場合は、基礎科学分野の研究活動承認申請書（様式第8号）も提出	審査の結果、技術の提供又は貨物の輸出を行う場合に該当することが判明したときは、No.1の手続を行う。
3	外国人研究者を受け入れる場合	安全保障輸出管理チェックシート（外国人研究者受入用）（様式第5号の1） 安全保障輸出管理に関する誓約書（様式第9号）	様式の設問10で該当項目が③の場合は、基礎科学分野の研究活動承認申請書（様式第8号）も提出	
4	外国人留学生を受け入れる場合	安全保障輸出管理チェックシート（外国人留学生受入用）（様式第5号の2） 安全保障輸出管理に関する誓約書（様式第9号）	様式の設問10で該当項目が③の場合は、基礎科学分野の研究活動承認申請書（様式第8号）も提出	
5	特定類型該当者を受け入れる場合	安全保障輸出管理チェックシート（特定類型該当者受入用）（様式第6号）	様式の設問10で該当項目が③の場合は、基礎科学分野の研究活動承認申請書（様式第8号）も提出	
6	外国の研究機関と共同研究・受託研究を行う場合	安全保障輸出管理チェックシート（共同研究・受託研究用）（様式第7号）	様式の設問4で該当項目が③の場合は、基礎科学分野の研究活動承認申請書（様式第8号）も提出	
7	教職員を新たに採用する場合	外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び第2項の遵守のための特定類型該当性に関する誓約書（様式第10号）		

提出書類の不明点や経済産業大臣への許可申請が必要と考えられる場合は、研究支援課までご相談ください。

【問合せ先】

研究支援課（内線 8010）